



島根県報

令和8年4月21日（火）

第 7 1 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	（ ” ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ ” ）	2
介護保険法の規定による介護老人保健施設の廃止の届出	（高 齢 者 福 祉 課）	2
県営土地改良事業計画の変更	（農 村 整 備 課）	3
漁業災害補償法の規定による同意	（水 産 課）	3
公有水面埋立ての竣功認可	（河 川 課）	3

【公 告】

特別保護地区の保護に関する指針の案の縦覧	（農山漁村振興課）	6
公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	7
公共測量の終了	（ ” ）	7

告 示**島根県告示第278号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地		変更年月日
	変 更 前	変 更 後	
高砂訪問看護ステーション	江津市江津町1110-15	江津市江津町1016-37	令和7年6月1日

島根県告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
高砂訪問看護ステーション	江津たかさご訪問看護ステーション	江津市江津町1016-37	令和8年4月1日

島根県告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
医療法人 中村胃腸科内科医院	浜田市笠柄町64番地	令和8年1月31日
加藤医院	出雲市佐田町須佐741-8	令和8年1月31日
かさがら調剤薬局	浜田市笠柄町61	令和8年2月15日
よいこ薬局	益田市横田町433-1	令和8年2月28日
斉藤歯科医院	益田市駅前町9-18	令和8年3月10日

島根県告示第281号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2第2号の規定により告示する。

令和8年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	廃止年月日
社会医療法人仁寿会	介護老人保健施設	介護老人保健施設仁寿苑	邑智郡川本町川本381-4	令和8年4月30日

島根県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和8年4月21日

島根県知事 丸山達也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大門池地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第283号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第4項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和8年4月21日

島根県知事 丸山達也

1 加入区の名称

海士町

2 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

島根県告示第284号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月21日

島根県知事 丸山達也

1 竣功認可の年月日

令和8年3月30日

2 竣功認可を受けた者

松江市末次町86

松江市長 上定昭仁

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

島根県松江市美保関町下宇部尾481番地先道路敷から同町下宇部尾488-2番地先国有護岸を経て同町下宇部尾1133-1番地に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びA-2の地点とA-3の地点とを結んだ線により囲まれた区域

A-2の地点 平成24年5月8日付け島根県告示第301号の57の地点から114度36分15秒、0.45メートルの地点

58の地点 A-2の地点から114度36分15秒、4.37メートルの地点

59の地点 58の地点から101度41分28秒、5.57メートルの地点

60の地点 59の地点から86度10分40秒、4.23メートルの地点

61の地点 60の地点から64度55分27秒、6.18メートルの地点

62の地点 61の地点から49度58分29秒、5.31メートルの地点

63の地点 62の地点から33度45分34秒、5.05メートルの地点

64の地点 63の地点から19度22分13秒、4.28メートルの地点

65の地点 64の地点から9度41分43秒、12.08メートルの地点

66の地点 65の地点から13度19分13秒、4.19メートルの地点

67の地点 66の地点から23度48分59秒、4.10メートルの地点

68の地点 67の地点から37度21分18秒、3.99メートルの地点

69の地点 68の地点から48度12分45秒、3.37メートルの地点

70の地点 69の地点から54度41分54秒、1.44メートルの地点

71の地点 70の地点から64度03分59秒、4.42メートルの地点

72の地点 71の地点から69度22分05秒、51.45メートルの地点

73の地点 72の地点から69度02分30秒、10.20メートルの地点

74の地点 73の地点から62度28分33秒、6.84メートルの地点

75の地点 74の地点から56度52分43秒、1.68メートルの地点

76の地点 75の地点から51度37分46秒、7.77メートルの地点

77の地点 76の地点から43度08分56秒、7.71メートルの地点

78の地点 77の地点から35度15分11秒、6.51メートルの地点

79の地点 78の地点から27度12分49秒、25.09メートルの地点

80の地点 79の地点から31度03分15秒、5.77メートルの地点

81の地点 80の地点から44度58分45秒、5.81メートルの地点

82の地点 81の地点から61度25分34秒、4.75メートルの地点

83の地点 82の地点から75度08分24秒、4.34メートルの地点

84の地点 83の地点から81度41分11秒、3.44メートルの地点

85の地点 84の地点から87度56分09秒、21.57メートルの地点

86の地点 85の地点から84度24分14秒、2.44メートルの地点

87の地点 86の地点から76度08分55秒、3.01メートルの地点

88の地点 87の地点から63度43分32秒、15.34メートルの地点

89の地点 88の地点から67度08分08秒、4.95メートルの地点

90の地点 89の地点から72度02分19秒、5.13メートルの地点

91の地点 90の地点から80度24分51秒、6.49メートルの地点

92の地点 91の地点から87度37分44秒、4.79メートルの地点
93の地点 92の地点から192度29分46秒、10.28メートルの地点
94の地点 93の地点から195度46分06秒、8.58メートルの地点
95の地点 94の地点から178度38分31秒、4.98メートルの地点
96の地点 95の地点から164度07分50秒、3.22メートルの地点
97の地点 96の地点から134度01分58秒、4.40メートルの地点
98の地点 97の地点から107度29分05秒、6.85メートルの地点
99の地点 98の地点から112度07分07秒、3.62メートルの地点
100の地点 99の地点から146度17分12秒、8.22メートルの地点
101の地点 100の地点から151度42分28秒、3.23メートルの地点
102の地点 101の地点から38度44分30秒、4.04メートルの地点
103の地点 102の地点から349度26分48秒、7.98メートルの地点
104の地点 103の地点から48度22分12秒、6.47メートルの地点
105の地点 104の地点から41度29分28秒、11.02メートルの地点
106の地点 105の地点から87度24分45秒、2.61メートルの地点
107の地点 106の地点から34度43分11秒、1.91メートルの地点
108の地点 107の地点から34度46分08秒、0.15メートルの地点
109の地点 108の地点から131度06分27秒、10.37メートルの地点
110の地点 109の地点から140度17分41秒、3.29メートルの地点
111の地点 110の地点から152度55分41秒、3.34メートルの地点
112の地点 111の地点から162度47分24秒、13.73メートルの地点
113の地点 112の地点から171度56分13秒、2.66メートルの地点
114の地点 113の地点から184度18分15秒、2.37メートルの地点
115の地点 114の地点から201度24分53秒、3.05メートルの地点
116の地点 115の地点から221度23分06秒、3.27メートルの地点
117の地点 116の地点から232度23分32秒、7.58メートルの地点
118の地点 117の地点から234度55分45秒、3.87メートルの地点
119の地点 118の地点から237度35分21秒、4.37メートルの地点
120の地点 119の地点から242度54分55秒、4.98メートルの地点
121の地点 120の地点から248度19分17秒、4.42メートルの地点
122の地点 121の地点から251度54分35秒、18.39メートルの地点
123の地点 122の地点から292度06分30秒、16.30メートルの地点
124の地点 123の地点から286度15分37秒、1.85メートルの地点
125の地点 124の地点から271度55分44秒、2.02メートルの地点
126の地点 125の地点から258度15分44秒、2.92メートルの地点
127の地点 126の地点から249度17分36秒、37.55メートルの地点
128の地点 127の地点から242度17分59秒、5.17メートルの地点
129の地点 128の地点から232度06分26秒、5.09メートルの地点
130の地点 129の地点から223度01分42秒、6.66メートルの地点
131の地点 130の地点から223度10分31秒、1.60メートルの地点
132の地点 131の地点から222度07分15秒、39.14メートルの地点
133の地点 132の地点から217度48分32秒、7.14メートルの地点

- 134の地点 133の地点から213度43分38秒、22.27メートルの地点
 135の地点 134の地点から110度51分07秒、3.17メートルの地点
 136の地点 135の地点から214度28分20秒、0.65メートルの地点
 137の地点 136の地点から214度27分54秒、4.35メートルの地点
 138の地点 137の地点から204度43分18秒、7.55メートルの地点
 139の地点 138の地点から197度09分41秒、5.45メートルの地点
 140の地点 139の地点から196度02分57秒、7.80メートルの地点
 141の地点 140の地点から187度36分14秒、17.85メートルの地点
 142の地点 141の地点から179度35分24秒、12.30メートルの地点
 143の地点 142の地点から168度06分59秒、8.68メートルの地点
 144の地点 143の地点から165度00分41秒、10.35メートルの地点
 A-4の地点 144の地点から166度01分57秒、6.39メートルの地点
 A-3の地点 A-4の地点から263度10分02秒、91.24メートルの地点

(3) 面積

22,363.75平方メートル

4 埋立地の用途

公園・緑地用地

5 免許の年月日及び番号

平成16年2月18日 指令河第2450号

6 縦覧場所

松江市役所

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、特別保護地区の指定をしようとするので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告し、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該指定に係る区域の住民及び利害関係人は、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定により、縦覧の期間が経過する日までの間に、知事に当該指針の案についての意見書を提出することができる。

令和8年4月21日

島根県知事 丸山達也

1 指定をしようとする特別保護地区の名称、区域、存続期間及び指針の案

特別保護地区の名称	区 域	存 続 期 間	指 針 の 案
断魚溪鳥獣保護区特別保護地区	邑智郡邑南町の一部	令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで	掲載を省略し、島根県ホームページにおいて縦覧に供する。
千丈溪鳥獣保護区特別保護地区	江津市及び邑智郡邑南町の一部	令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで	掲載を省略し、島根県ホームページにおいて縦覧に供する。
匹見峡鳥獣保護区特別保護地区	益田市の一部	令和8年11月1日から 令和18年10月31日まで	掲載を省略し、島根県ホームページにおいて縦覧に供する。

2 縦覧の期間

令和8年4月21日から同年5月5日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和8年4月17日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
益田市津田町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2 作業期間
令和8年4月10日から同年12月25日まで
- 3 作業地域
隠岐郡隠岐の島町中町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年4月3日に終了した旨出雲市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年4月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和7年11月19日から令和8年4月3日まで
- 3 作業地域
出雲市斐川町富村地内